

第十四回議會 (定例) 立法院會議錄 第二十六号

一九五九年七月六日(月曜日)

議事日程第二六号

午後四時開議

第一 特別委員会設置の件

第二 一九五八年一般会計及び特別会計才入出決算

(予算決算委員会 閉会中継続審査 要求案件)

第三 一九五八年度大衆金庫公庫収入支出決算報告書

第四 一九五八年度移民金庫収入支出決算報告書

第五 議長の諮問に関する事項 (議会運営委員会 閉会中継続審査 要求案件)

第六 行政事務部組織法の一部を改正する立法の立法調査

(行政法務委員会 閉会中継続審査 要求案件)

第七 郵政庁設置法の立法調査

第八 気象庁設置法の立法調査

第九 海難審判法の立法調査

第一〇 市町村自治法の一部を改正する立法の立法調査

第一一 市町村公務員法の立法調査

第一二 布令第二十三号「琉球列島の

刑法並びに訴訟手続法典」との関連における刑法等の立法調査

(行政法務委員会 閉会中継続審査 要求案件)

第一三 建設局設置に関する陳情

第一四 郵政庁設置に関する陳情

第一五 水産行政機構充実強化に関する陳情

第一六 労政事務所設置に関する陳情

第一七 地方庁存続に関する陳情

第一八 労働局婦人少年課存続に関する陳情

第一九 労働局婦人少年課存続に関する陳情

第二〇 婦人少年課の存続方に関する陳情

第二一 市町村自治法の一部改正に関する陳情

第二二 市町村公務員法制定に関する陳情

第二三 布令第二十三号撤廃要請に関する決議案

(行政法務委員会 閉会中継続審査 要求案件)

第二四 地方庁廃止反対に関する陳情

第二五 南北大東村土地問題解決促進方に関する陳情

第二六 自動車損害賠償責任保険法の立法調査

(経済工務委員会 閉会中継続審査 要求案件)

第二七 中小商工業者安定請立法に関する陳情

第二八 琉球電信電話公社法改正に関する陳情

第二九 琉球電信電話公社法改正に関する陳情

第三〇 伝染病予防法の立法調査 (文教社会委員会 閉会中継続審査 要求案件)

第三一 福祉資金貸付に関する立法の立法調査

第三二 福祉資金特別会計法の立法調査

第三三 宮森小学校ジェット機事件に関する陳情

(石川事件対策特別委員会閉会中継続審査要求案件)

石川市におけるジェット機墜落事件に関する調査並びに対策に関する件

(石川事件対策特別委員会閉会中継続審査要求案件)

過去の軍関係事故の賠償問題に関する調査と対策の件

ジェット機墜落事故罹災者災害補償と事故再発防止要請協力依頼に関する陳情

〇本日会議に付した案件

日程第一 特別委員会設置の件

第二 一九五八年度一般会計及び特別会計才入出決算

第三 一九五八年度大衆金庫公庫収入支出決算報告書

第四 一九五八年度移民金庫収入支出決算報告書

第五 議長の諮問に関する事項

第六 行政事務部組織法の一部を改正する立法の立法調査

第七 郵政庁設置法の立法調査

第八 気象庁設置法の立法調査

第九 海難審判法の立法調査

第一〇 市町村自治法の一部を改正する立法の立法調査

第一一 市町村公務員法の立法調査

第一二 布令第二十三号「琉球列

- " 島の刑法並びに訴訟手続法典」との関連における刑法等の立法調査
- " 第二三 建設局設置に関する陳情
- " 第二四 郵政庁設置に関する陳情
- " 第二五 水産行政機構充実強化に関する陳情
- " 第二六 労政事務所設置に関する陳情
- " 第二七 地方庁存続に関する陳情
- " 第二八 労働局婦人少年課存続に関する陳情
- " 第二九 労働局婦人少年課存続に関する陳情
- " 第三〇 婦人少年課の存続方に関する陳情
- " 第三一 市町村自治法の一部改正に関する陳情
- " 第三二 市町村公務員法制定に関する陳情
- " 第三三 布令第二十三号撤廃要請に関する決議案
- " 第三四 地方庁廃止反対に関する陳情
- " 第三五 南北大東村土地問題解決促進方に関する陳情
- " 第三六 自動車損害賠償責任保険法の立法の立法調査
- " 第三七 中小商工業者安定請立法に関する陳情
- " 第三八 琉球電信電話公社法改正に関する陳情
- " 第三九 琉球電信電話公社法改正に関する陳情
- " 第三〇 伝染病予防法の立法調査

" 第三一 福祉資金貸付に関する立法の立法調査	" 第三二 福祉資金特別会計法の立法調査	宮森小学校ジェット機事件に関する陳情	石川市におけるジェット機墜落事件に関する調査並びに対策に関する陳情	過去の軍関係事故の賠償問題に関する調査と対策の件	ジェット機墜落事故罹災者災害補償と事故再発防止要請協力依頼に関する陳情
委員会名	委員名	派遣地	派遣地	派遣期間	
文教社会委員会	伊集 盛吉	石川市、コニヤ市、キヤ七、三、日、月、日	石川市、コニヤ市、キヤ七、三、日、月、日	一九五九年七月三日	石川市におけるジェット機墜落事故による被害者見舞のため
"	宮里 初子	"	"	"	"
"	知花 英夫	"	"	"	"
"	上原 重蔵	"	"	"	"
"	親川 仁助	"	"	"	"
"	大浜 信賢	"	"	"	"

議院の報告第一六号
一九五九年七月六日 月曜日

一、六月三十日に可決された決議第四号「ジェット機墜落事件に関する決議」は、七月三日付で別紙の送付文をもつて高等弁務官及び第三二三航空師団司令官あて発送した。

二、七月三日、中部市町村会長大山朝常氏から別紙の「ジェット機ついでに関する決議」の送付があつた。

三、委員の派遣について
首題については左記のとおり承認した。

記

議院
六月三十日、石川市内に合衆国空軍ジェット機の墜落事故が発生し、いたげない学童を含む多数市民の生命財産に甚大な被害をもたらした事件は全琉球住民に大きなショックと悲しみを与えました。

立法院は、この痛恨極まりない惨事の犠牲者に対し衷心から、哀悼と同情の誠を捧げるとともに、かかる事故が超起されたことに対し遺憾の意を表すべく別紙のとおり決議しました。

本職は、院の意思に従いこの決議を貴官に送付いたします。なお、本事件が発生するや貴官が管下の部隊員を動員して罹災者の救援に適切な措置を講じせしめたことに対し、満足の意を表するものであります。本職は本事件が米琉関係に及ぼす重大なる影響に鑑み、貴官が尚一層の努力をいたされ全住民を納得せしめるような万全の救援補償措置を講ぜられるよう希望するものであります。

敬具

議
六月三十日午前十時三五分、米空軍ジェット機が石川市宮森小学校について、多数の学童や市民を死傷せしめ、校舎や民家を焼失した不詳事は誠に痛恨の極みであります。

議
六月三十日午前十時三五分、米空軍ジェット機が石川市宮森小学校について、多数の学童や市民を死傷せしめ、校舎や民家を焼失した不詳事は誠に痛恨の極みであります。

中部市町村会は今事件の被災者に対し哀心から哀うとの意を表明致すと共に、救援の対策を構じ、主管米軍当局に対し一切の事件の処理を一日も早く実施して戴く様決議文を添えて要望致してあります。

今時事件の發生によつて神籠住民に与えた精神的しよう激は実に大々、殊に軍施設や演習場に近接する中部地区住民の不安もよう怖は益々増長するばかりであります。平時におけるこのような惨事は日殖米親善の爲にも誠に悲しむべき事象であり如何なる代償を以つてしても償なえるものではありませぬ。われわれは又とこの様な不詳事を引き起さないよう急願致してあります。

よつてわれわれは今後絶対にこのような不詳事件が起らないように貴官に強く要望致します。又今時事件の一切の処理を適切にそして一日も早く実施して下さいます様中部市町村会の名に於いて要望致します。

一九五九年七月二日

中部市町村会長 大山 朝常

○議長(安里積千代君) 諸般の報告をいたしました。諸般の報告は別紙に印刷してあります印刷物によつて御了成をお願ひしたいと思います。なおお下口頭で御報告申し上げたいことあります。必要と思ひますので会議録に記めることにいたします。議長から御報

告を申し上げてみたいと思ひます。先日決議になりました主席公職を中心としたします大統領行政命令の改定要請の決議につきましては、本日、副議長とともにその趣旨につきまして高等弁務官に要望を申し上げ、その意見を承つて参りました。高等弁務官はこれに対しまして、過去数年間の政治情勢をみたとき、公選は早い、米軍がみて政情の安定について確信を得た場合は別として、現状においては公選されなことが方針である。従つてこれに沿う改定はできない趣旨の答へでありました。改善の策の一つとして、議会の決議による推薦の方法について話が出ましたが、行政命令には立法院の代表者に諮るとあつて、立法院に諮るとない。その複数であるところに含みがあると思う。従つて立法院の事情や決議によらないということを開言されました。第三に立法院の代表者等がいかなる者であるかは明らかにされておりましたが、それを決めるためには単に院だけでなく、党の指導者やあるいは有力者やあるいは党のバックをなしているというようなたちにも相談することがあるというものであります。なお現在において高等弁務官としては何ら先入観をもたず、全く白紙の立場にあるということをお申し添えておりました。以上のことを御報告申し上げておきます。次に今回起りましたジエツト機事故事件に關しまして、先きの協議によりまして文教社会委員会の委員

の方々が調査あるいは現地におもひかれました視察調査をされて来られておりますので、委員長の方からその状況あるいは経過について御報告をしていただきます。

(伊集盛吉登壇)

○伊集盛吉君 文教社会委員会は七月三日石川市百森小学校のジエツト機墜落事故による罹災者の見舞をかねてその罹災状況を調査しましたので、その結果を報告します。刷りものを差し上げておりますのでそれで御了承願ひたいと思ひます。なお一枚目の(註)の二に負傷者の実数は、軽傷を含めて二百名をのほるものとみられていたとございますが、死亡者十六名、負傷者百二十一名を合計したのと違ひますので、これは治療を校庭でやつておるわけでありまして、実際には二百名以上来ています。というのは当日は気が張つておつて気がつかなくなつた連中が翌日になつて痛み出して治療に来たというやうな関係からこのよつになつております。それから同じ一枚目の収容状況でございますが、これは当日まではこの米軍将校の独身寮をもつて来て焼けた跡に作るという計画のようでありましたが、それが道路が狭くて入れられないう状態でございますが、引き続き、このことにつきましては非常に関心を寄せて引き続き調査した結果、このよつに石川中校の実習農場及び市内の空地に移してこのテント小屋を解消

する。こういうふうにする後なつたようであります。二枚目の立法院に對する要望事項に關する件であります。これは関係者が皆大体似たやうなことを述べておるわけですが、ここには仲嶺校長の要望として出してあります。その一つの價いとして十分な措置を講じろということでございますが、軍病院及び中央病院を視察した結果、特に重傷者については補償について慎重に検討する必要があると申しますのは、専門的の医者の見解では普通水ぶくれをするのは程度は二度というふうな考えられるが、ガソリンの場合はこれが三度という深い病状の程度になります。従つて重傷者の幾人かは半年ないし一カ年治療を要し、さらに機能障害を起すものも出ることが考えられる。さらに眼面などに腫瘍が残り残るといふことは非常に考えなければならぬ。従つてそういうのを検討するためには補償が時日遅れてはいけないうけれども、これについては十分考へるべきである。こういうふうに関係者達が見解を述べておりますし、医者もそのよつにいつております。同じ要望の中に操縦士の責任を徹底的に追究してもらいたい。これは軍自体で調査していただくことでございますが、これが不可抗力であつたかどうかといふことは、科学的な調査によつて不可抗力であつたにしまし、その関係者の気持としてはこれは不可抗力とは考えられない。従つて今までの演習のあり方がどうであつた

かも調べ、今後のあり方についても気をつけるべきだところいうふうに考えております。ついでに付け加えておきますが、役場、本部であります。市会の方々、役場の方々が軍から個人的に申請するように、申請があり次第補償するからというふうになつておるが、これでは補償の標準が不統一になりはせんかというような心配もありまして、これはまとめて行政府を通して軍と折衝してもらつた方がいいと思つておりました。その他についてはこの刷りものによつて御了承をお願いしたいと思います。

Z機墜落事故による被害状況調査報告書

文教社会委員会は、七月三日石川市宮森小学校のZ機墜落事故による罹災者の見舞を兼ねて、その罹災状況を調査したのでその結果を報告します。

一 罹災状況

- 罹災者数 百六十五人
- 被害家屋
 - 住宅 全焼 十八戸
 - 半焼 十一戸
- 校舎 全焼 一棟(木造トタン葺)
 - 三教室)

- (註) 1 その他校舎の半焼と相当の学校備品が類焼している。
- 2 被害現場見取図は、別紙のとおり。

二 死傷者状況(七月三日現在)

死亡者 十六名

学童 十一名

一般 五名

負傷者 百二十一名

コザ病院収容 十一名

軍病院収容 不明

(註) 1 負傷者の実数は、軽傷を含めて二百名を上回るものとみられている。

2 七月一日コザ病院収容者中

重傷者五名を軍病院へ転院した。

3 死傷者の氏名、学年、年令及び負傷の程度は、別紙のとおり。

三 収容状況

罹災者は、宮森小校々庭のテント張りの仮舎で収容されている。七月六日頃までに、米軍将校の独身寮(三十三平方メートル)を石川中校の実習農場及び市内の空地に移し、仮住宅をつくり、一時、これに罹災者を収容するようである。

四 食糧及び衣類

1 現在給食は、米軍側が行つている。給食の栄養価は充分あると思われるが、罹災者の食生活の好みに合わない嫌いはある。

2 行政府としても、応急措置としてリバツク物資を支給する準備をしているが、現在のところ軍の意向により罹災者が仮住宅に収容されるまでその支給をさしひかえている。

3 衣類は、政府から五百四十点及び軍備から相当量の衣類が支給されている。

五 校舎の復旧

二年生の三教室が全焼、二三の教室が破損、幼稚園の四教室が解体されているが、これらの復旧は、軍備が行うことになり、すでに破損された教室の修理は着工し、全焼した三教室は特別教室(理科、図画、工作教室)として、解体された幼稚園の四教室は、軍の特別の計らいで、それぞれ鉄筋コンクリート建として早急に着工するようである。

六 立法院に対する要望事項

宮森小学校伸植校長は、その被害状況説明後、涙ながらに立法院に対して左記の二点について要望している。

1 今回の事件でいたいけな子供連れの死が例え不慮の事故であるといえ忍ばれないのでありまして、あの焼跡の中から黒いけになつて二目とは見られない姿り果てた姿になつた子供連を思うにつけ又その親達の気持を察するにつけ、その償いとして、これに対する相当の措置を講じるべく是非立法院においても軍に対して要望して頂きたい。

2 操縦士の責任を徹底的に究明して貰い度い。

七 中央病院及び軍病院における見舞状況

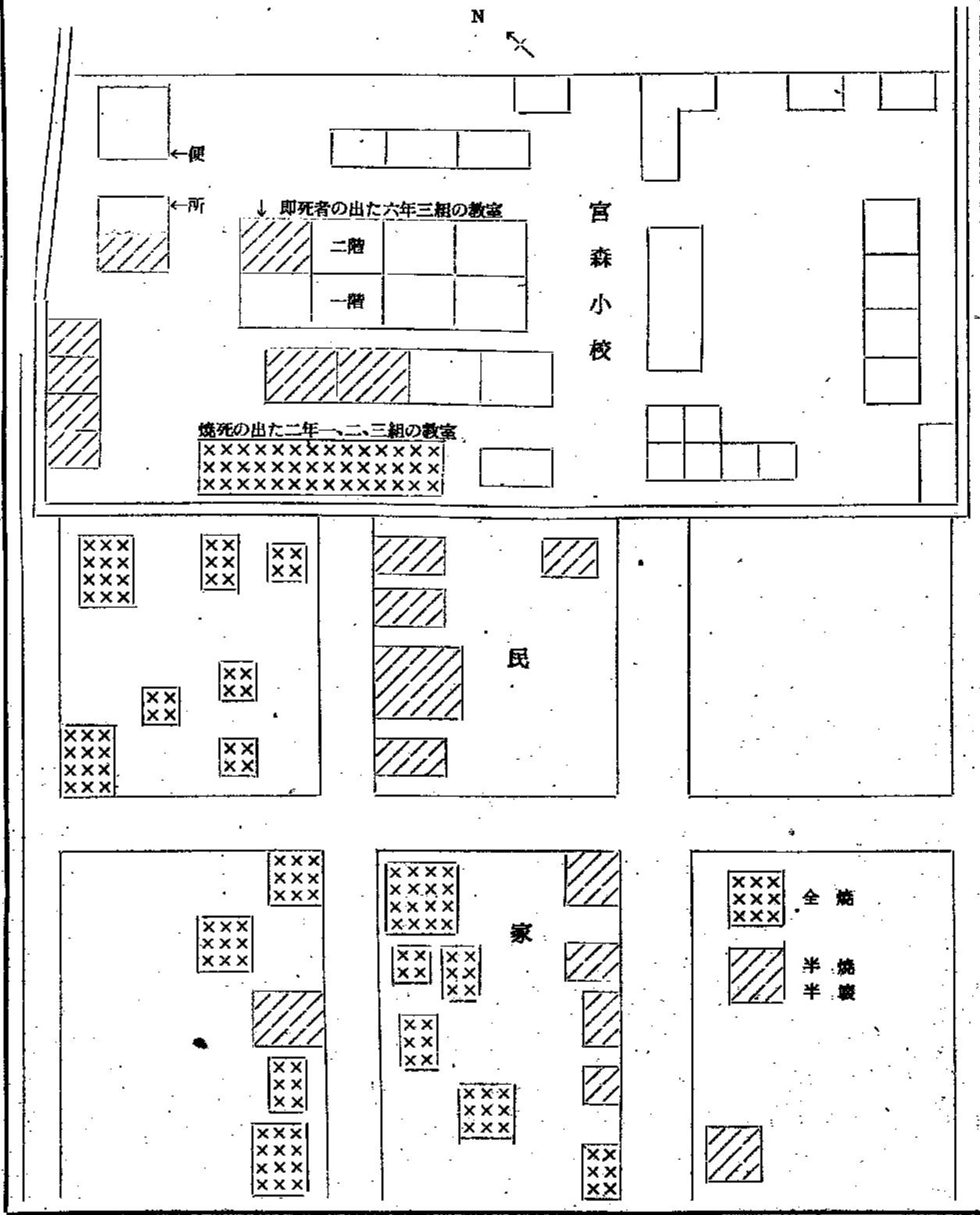
中央病院に収容されていた重傷患者五名については一日に軍病院へ転送し、三日現在当院には十一名の患者が収容されていたが、一般が一人であり十人は全部学童である。

新垣院長から事故当日における治療状況、その後の患者の病状経過及び今後の見通し等を聞いた後、各病室を見舞つたが二、三の児童を除き、みんな思つたより元気で、中には雑誌等を見ている者もあつた。

桑江軍病院においては、責任者に会う事ができず、その為収容されている患者の数、氏名及び症状の程度についてはその詳細を知る事ができなかった。

なお、軽傷患者を見舞つたが全般的に治療後の経過は良好との印象を受けた。尚重傷患者については、その面会は許されなかつた。

被害現場見取図



←便
←所

↓ 即死者の出た六年三組の教室

二階
一階

宮
森
小
校

焼死の出た二年一、二、三組の教室

民

家

全焼
半焼

死亡者

児童

宮尾武珍子 (二年)	久高徳子 (二年)	鶴島いく子 (二年)
照屋 菊江 (六年)	一 殿	久高徳子 (二年)
久高あけみ (六年)	小橋川盛幸 4才	齊納常次 (二年)
上岡よしだけ (三年)	当岡 カメ 76才	(二日氏名確認さる)
伊波まさゆき (六年)	伊波 昭仁 27才	
喜友名けいじ (二年)	与古田美代 21才	
松田 梅治 (四年)	金城 香代 52才	
上江洲洋子 (二年)		

胡差中央病院入院患者名 (七月三日現在)

番号	氏名	年令	程	度	備考
1	伊波 まさる	13	0%	頭部	
2	山内 千恵美	7	5%		
3	金城 秀子	21	0%	外傷	母香代は死亡
4	山城 清	21	0%	外傷	
5	山城 榮美子	13	0%	外傷	
6	玉城 昇子	9	13%		
7	祖慶 良好	10	10%	骨折	
8	真壁 朝安	13	5%		
9	知念 朝竹	9	10%		
10	仲栄真ゆみ子	9	15%		
11	伊波やすみつ	7	14%		七月二日専手納より転送

軍病院へ転送 (七月一日十五時)

番号	氏名	年令	程	度	備考
1	当岡 剛こう	11	0%	頭蓋外傷	
2	古謝 盛幸	51	80%	輸血 600	
3	小橋川 貞子	31	50%		
4	新垣 明	8	34%		
5	平良 為次	9	30%		

○議員 (安里積千代書) なお官森小学校ジェット機事件に関する陳情が教職員会長から提出されておりまして、これは先きに行政法務委員会に付託しておりますので、関連いたしました行政法務委員長からその案件に対して御報告をお願いいたします。

(平良良松君發言)

○平良良松君 七月四日行政法務委員会に付託になりました官森小学校の不祥事件に関する陳情の処理について、中間的な御報告を申し上げますと共に一つの提案を申し上げたいと考えております。七月四日付けで教職員会長からいたしました官森小学校のジェット機墜落事件に関する陳情が当委員会に付託になったわけでありまして、委員会といたしましては付託になる前に非公式に委員間の意見の交換をする機会をもちましたし、また本日午前午後二時頃委員会を開きまして本件の検討をいたしましたわけでありまして、それと関連いたしました今日まで五日間に亘る本事件の経過をいろいろ検討いたしました結果、この問題については相当解決に院として十分なる態勢を整えて対処しなければいけないということが考えられたわけでありまして、今回の石川における不祥事件は偶然に今回の形をとつて表われて参つたわけでありまして、この種事件はかねがねからわれわれが常に危惧した問題が今回悲惨な形となつて表われて来たものだと思

るわけでありまして、従来からいたしまして、アメリカ軍による損害事件というものは相当の敷に達してございまして、ただいま警察当局に照会中での確な数字は分りませんが、おおよそ講和発効前後から通計いたしますと六千件にもおぼろの数はないかといわれておるわけでありまして、その中には大小、軽重いろいろございまして、とにかくこういつた多数の事件があつた。しかもその中には一応処理はされたというものの一方の解決でありまして、住民の被害者が十分納得の行くような損害の賠償がなされてないというところがあるやに察知されるのであります。従つてわれわれがこの石川事件というものを考えた場合に、この際こそかかる問題を根本的にそして徹底的に究明して解決をはかるべき時期ではないかという考えをわけでありまして、特に差し迫つた目前の問題といたしまして石川の官森小学校の事件につきましてはこういうことが考えられる。今市民の一人一人に対して損害額の申告を行わしているわけでありまして、こうした不幸に見舞われ、心気動転した心理状態の中で個人個人の申告というものは一応なされるにいたしましたも、あるいは脱落した後で、ああそうではなかつた。とういつたような問題がおきないとも限らない。従いましてこの申告をするについては行政府の職員もあるいは市の吏員も十分に指導をして申告に万端のないような措置を講ずる

べきではないか。仄聞するところにより
ますと、あくまでも個人の申告に基い
て損害額の申し立てであつて、他から
示唆を受けてはならないといふことを
嚴重に注意されているのであります
が、これは外から示唆をするのではな
くして、本人まで平靜なる心理状態に
ないときにおいてかういふ申告をしろ
といわれてもあるいは十分にいつく
せない、あるいは額の査定が自分一人
ではできないという市民が十分あると
思ふのであります。かういふようなも
のに対して決して示唆とか煽動とかと
いうことではなしに、行政府の職員も
市の吏員も十分に指導してこれをやら
せるべきじやないか。そういうことも
申し出ていいのじやないか。あるいは
この賠償額の査定につきまして賠償
査定委員会とかといふものが単に設け
られまして、そこに査定をして額を決
定するというものでありますけれど
も、果してかういふ事件によつて惹起
された損害の賠償額を軍の一方的な査
定にまかしていいものかどうか。この
問題についてはわれわれとしても十分
考へて行かなければならない。あるい
はこれに対応する民側の独特の査定委
員会といふものも作つて行く必要はな
いかといふことも考へられるわけであ
ります。そこでこの問題はそういうふ
うにこれと類似の問題についてもこの
際十分なる審議をつくして徹底的に要
求すべきは要求するといふことを目標
にいたしましたして研究を続けて行かな

ればならないと考へているわけであり
ます。二点目に、これも陳情の中から
もとり上げた問題であります。今回
の事件は先ほども申し上げましたよう
に基地にありがちな問題であり、以前
においても幾多これに類似した問題が
起つてゐる。今後ともそのまま放置すれ
ば後をたたないであらう。従つてわれ
われが安心して平和的な生活を営むた
めには今後かかる事故が絶対に起きて
はならない。またそうしてかういふ問
題が不幸にして惹起いたしました場合
にも、われわれの神羅人の基本的な人
権といふものが絶対に守られなければ
ならないといふためには恒久的な対策
が必要ではないか。その恒久的な対策
を樹立してアメリカに要請する必要が
あるのじやないか。以上二点を考へま
した場合に、単に石川問題の解決だけ
ではなくて、神羅に基地が存在する
間、われわれが絶対に見逃すことので
きない基本的な問題の解決をはからな
くてはいけないうといふ大きな使命が今
課せられてゐるときではないかといふ
ことを考へてゐるわけでありまして。従
いまして、本委員会といたしましては
石川問題の処理といふことでなくて、
以上の問題、基本的な問題に対処する
ためにこの際特別委員会を設置いたし
まして対処した方が賢明ではないかと
考へるに至つたわけでございます。以
上簡単に御報告を申し上げまして皆さ
んの御意見、御検討をお願いする次第
であります。またただいま提案いたし

ました特別委員会の名称につきまして
も各位の御意見を承りたいと考へるわ
けでございます。以上簡単に御報告申
し上げます。
○議長（安里積千代君） 以上で報告
を終ります。
（午後四時五十五分開議）
○議長（安里積千代君） これから本
日の会議を開きます。日程第一特別委
員会設置の件を議題といたします。本
件について議長から一言申し上げたい
と思ひます。先に教職員会から官立小
学校ジェット機事件に関する陳情が提
出され、議長はこれを行政法務委員会
に付託いたしておきましたところ、先
程から開会前の報告にありました通
り、行政法務委員会では多方面から検
討すべき事件であるので、特別委員会
を設置して付託すべしといふ意見を添
えて議長に付託変更の要請がなされた
のであります。議長は各派の意見を徴
し更に議會運営委員会に諮りましたと
ころ、各派もその意見であり、又議會
運営委員会におきましても特別委員会
を設置すべきであるといふことを決定
しております。よつて直ちに諮りを行
いたしたのであります。議會運営
委員会におきましては、石川市におけ
るジェット機墜落事件に関する調査並
びにその対策を行わしめるためと並び
に官立小学校ジェット機事件に関する
陳情の審査をなすしめるための特別委
員会を設置すべしといふことござい

ました。先程の行政法務委員会から
の報告は、単に石川市だけにおける今
回の事件のみでなく他の關係をも含め
たところの調査を目的とする特別委員
会を設置することを要望されておるの
であります。名称の問題は後にいたし
まして、ジェット機墜落事件に關係し
ます問題、併せて従来の対軍補償関
係に關連します問題を審査しまする
ために特別委員会を設置したいと思ひ
ますが、御異議ございませぬか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
休憩いたします。
（午後四時五十八分休憩）
（午後五時二十分再開）
○議長（安里積千代君） 再開いたし
ますが、改めて諮りをいたします。石
川市におきましますジェット機墜落事
件に関する調査並びに対策を行わしめる
ためと、さらに官立小学校ジェット機
墜落事件に関する陳情の審査をなすし
めること、並びにこれまでの軍の事故
により起つた事件に対するあらゆる賠
償問題に関する調査、並びにそれに対
する対策を審査、調査しまするため
に、対軍賠償問題特別委員会という名
称をもちまして特別委員会を設置する
ことに御異議ございませぬか。
（「一寸休憩して下さい」と呼ぶ
者あり）
（午後五時二十二分休憩）
（午後五時二十五分再開）

びに訴訟手続法典」との関連における刑法等の立法調査

建設局設置に関する陳情

郵政庁設置に関する陳情

水産行政機構充実強化に関する陳情

労政事務所設置に関する陳情

地方庁廃止反対に関する陳情

地方庁存続に関する陳情

労働局婦人少年課存続に関する陳情

(労働局職員労働組合)

労働局婦人少年課存続に関する陳情

(沖繩婦人連合会)

婦人少年課の存続方に関する陳情

(沖繩教職員会)

市町村自治法の一部改正に関する陳情

市町村公務員法制定に関する陳情

市令第二十三号撤廃要請に関する決議案

南北大東村土地問題解決促進方に関する陳情

宮森小校Z機事件に関する陳情

二、理由

前記案件のうち、立法調査案件中

六件は、閉会中に慎重な審議をする

必要がある、陳情十一件は、これら

立法関係と密接な内容有するもので

ある。ほか立法調査関係一件及び陳

情二件は早急に一応の結論を見出す

のを迫られているものであり、決議

案一件は、立法調査案件と相関連す

るものである。

よつて以上の理由により、精査審

査を必要とする。

三、審査に要する日数

六十日

右本委員会の決議を経て、立法院規則第四十八条第一項の規定により要求

する。

一九五九年七月六日

行政法務委員会

委員長 平良 良松

立法院議長 安里積千代蔵

○議長(安里積千代蔵) 本案件につ

きましては、行政法務委員会において

閉会中継続審査の要求がなされてお

ります。お諮りをいたします。行政法務

委員会の要求通り閉会中継続審査をす

ることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないと認めます。よつて日程第

六から二十六までの案件は、行政法務

委員会において閉会中継続審査をお願

いすることいたします。

○議長(安里積千代蔵) 次の日程に

入る前にお諮りをいたします。日程二

十六から二十九までの案件は経済工務

委員会に關係しまする案件でございます

するので、趣旨を同じゅうするもので

あると思ひますので一括議題といたし

たいと思ひますが、御異議ございま

せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。日程第二十六

から二十九までの案件につきまして一

括議題といたします。

一、審査案件名

1 自動車損害賠償責任保険法の立

法調査

2 中小商工業者安定請立法に関する

陳情

(受理番号八八号 陳情者氏名

コザ市長大山朝常)

3 琉球電信電話公社法改正に関する

陳情

(受理番号百十号 陳情者氏名

沖繩宮公庁労働組合協議会代表赤

横武次)

4 琉球電信電話公社法改正に関する

陳情

(受理番号百八十六号 全沖繩交

通労働組合執行委員長玉本清三)

二、理由

1 自動車損害賠償責任保険法案

は、損害賠償の保障制度上必要と

される再保険に關し附随の重要な

問題を含んでおり、かつ、早期立

法を要望されているので、閉会中

充分な立法調査を行い審議を継続

する必要がある。

2 (2)の立法要請に関する陳情は、

琉球における商工業の消長に重大

な關係を有し、かつ、早急に検討

されるべき問題であると思はれる

ので、閉会中充分な調査を行い処

理したい。

3 (3)及び(4)の陳情は、労働法規上

重要な問題を含んでおり、なお換

討を要する点があるので閉会中も

慎重に審査したい。

三、審査に要する日数

七十日

右本委員会の決議を経て立法院規則第

四十八条第一項により要求する。

一九五九年七月六日

経済工務委員会

委員長 宮里金次郎

立法院議長 安里積千代蔵

○議長(安里積千代蔵) 以上の案件

につきましては経済工務委員会から閉

会中継続審査の要求がなされてお

ります。お諮りをいたします。只今上程さ

れました日程第二十六から二十九まで

の案件につきまして、これを閉会中経

済工務委員会に継続審査することに御

異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないと認めます。よつてそのよ

うに取りはからいます。

○議長(安里積千代蔵) 次の日程第

三十から第三十二までの案件は文教社

会委員会に屬する同意旨の案件でござ

います。一括して議題としたいと思

いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないと認めます。よつて一括議

題といたします。

一、審査案件名

本委員会は、立法院規則第四十八条

第一項の規定により件名、理由及び審

査に要する日数を付記し、閉会中の議

統審査を要求する。

一、件名

伝染病予防法の立法調査
福祉資金貸付に関する立法の立法調査

福祉資金特別会計法の立法調査

一、理由

1 伝染病予防法の立法調査は、伝染病予防対策の基本法規に関する重要案件であり且つ早急な立法が必要であるので閉会中審査を継続したい。

2 福祉資金貸付に関する立法の立法調査及び福祉資金特別会計法の立法調査は現在社会福祉協議会が政府補助金により実施中である福祉資金の貸付業務を政府に移管するか、現状を維持するか又資金の種類により両者に分担させるかという福祉資金貸付の根本に触れる問題を包蔵し且つその解決は貸付業務を安定させるためにも急を要するので閉会中審査を継続したい。

一、審査に要する日数

三十日

一九五九年七月六日

文教社会委員会

委員長 伊集 盛吉

立法院議長 安里積千代蔵

○議長(安里積千代蔵) お諮りをいたします。これらの案件については、

文教社会委員会から閉会中統審査の要求がなされております。当委員会の要求通り、統審査に付することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないと認めます。日程第三十から三十二までの案件につきましては文教社会委員会において閉会中統審査をすることにいたします。

○議長(安里積千代蔵) 休憩いたします。

(午後五時四十七分休憩)

(午後五時五十分再開)

○議長(安里積千代蔵) ここでお諮りをいたします。先程設置されました石川事件対策特別委員会から統審査要求書が提出されておりました。百森小学校ジェット機墜落事件に関する陳情、それから石川市におけるジェット機墜落事件に関する調査並びに対策に関する件、それから過去の軍関係事故の賠償問題に関する調査と対策の件、それからジェット機墜落事故罹災者災害補償と事故再発防止要請協力依頼に関する陳情につきまして閉会中統審査をしたい旨の申出がなされております。よつてこの四件を議事日程に追加いたしました。但し、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)
御異議ないと認めます。よつて二括し只今の四件を議題といたします。

統審査を要求書

一、審査件名

1 百森小学校ジェット機墜落事件に関する陳情

(受理番号三百三十三号 陳情者 沖繩教職員会々長屋良朝苗)

2 ジェット機墜落事故罹災者災害補償と事故再発防止要請協力依頼に関する陳情

(受理番号三百三十四号 陳情者 石川市議会議長平良哲雄)

3 石川市におけるジェット機墜落事件に関する調査並びに対策の件

4 過去の軍関係事故の賠償問題に関する調査と対策の件

二、理由

1 石川市におけるジェット機墜落事件によつて生じた人命財産に対する救済、補償、その本事件に関する諸事項について、調査をし対策を樹てる必要がある。

2 過去において米軍が沖縄人の人命及び財産に与えた事故についてはその殆んどが賠償されていないので、その根本的解決を図るために、調査をし対策を樹てる必要がある。

3 陳情二件は(1)と関連があるので併せて審査したい。

三、期間

十四日間

一九五九年七月六日

石川事件対策特別委員会

委員長 山城 善栄

立法院議長 安里積千代蔵

○議長(安里積千代蔵) お諮りをいたします。これらの件につきましては特別委員会からの要求通り統審査に付することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないと認めます。よつて只今の四件を石川事件対策特別委員会の閉会中における統審査案件といたします。

○議長(安里積千代蔵) これをもちまして本日の議事日程は全部終了いたしました。本日の会議を閉する前に今会期におきます議会議務活動状況の概略を御報告申し上げたいと存じます。今会期に提出されました立法勧告は行政主席から百四十七件、上訴裁判所首席判事から十三件、計百六十件であります。この月別の提出状況を申し上げます。二月に三十五件、三月に二十件、四月に十五件、五月に六十四件、六月に二十六件となつておりました。五月と六月、即ち会期の後半期にその六二%が提出されております。立法勧告提出の遅延については院の法案審議に著しく支障を与えるものとしたしまして、第十二回定例議会の閉会にあたり議長として遺憾の意を表明したのであります。今会期から立法院法の改正により会期が二カ月繰り上がりましたが、再び行政の今後における善処方を要望し

たいと存するものであります。これらの立法勅告はそれぞれ所管の委員会に付託されました、そのうち百四十六件が審議され、十四件が未審議となつておりますが、未審議の十四件のうち八件が立法調査案件として閉会中継続審査に付されており、残り六件は審議未了となつております。次に第十二回定例議会におきまして閉会中の立法調査を付託されました案件は十三件でありましたが、そのうち三件が閉会中に審査を終了し、その報告書に添えて立法案が今会期の初めに審議され、残り十件は今会期において改めて立法調査を付託、そのうち六件が審議され、三件が審議未了となり、一件が再び継続審査に付託されております。立法案について申し上げますと、立法勅告に基づく議案件数が百四十六件、委員会審議が二十件、議員審議が一件で合計百六十七件の立法案中一件が撤回され、残り百六十六件が全部可決されました。決議案について申し上げますと、第十回議会の継続が一件、今会期における審議が十四件、計十五件でありまして、そのうち十二件が可決され、二件が審議未了、一件が継続審査を付託されております。次に行政主席から提出されました承認、同意又は議決を求めた案件は十三件でありましたが、その全部がそれぞれ承認、同意又は議決されております。次に請願及び陳情について申し上げますと、前会期からの継続件数が

九件、今会期の受理件数が三百五十二件、計三百六十一件で、そのうち三十三件が処理され、十二件が審議未了となり、十七件が継続審査に付されております。なお会期末に提出されたため、議会運営委員会の決定に基き委員会への付託を締切つて次期会期に回すことになりました請願が二件、陳情が十一件あることを申し上げておきます。以上案件の処理状況の概略を申し上げますが、件名等の詳細な事項につきましては印刷物による報告によつて御了承を願いたいと存じます。なお申添えたいことは、今回の立法院は低調であると一部に評されておりますが、案件も前に述べましたように例年よりはるかに多く、特に産業政策の基本となるべき重要な法案が可決されましたことが注目されるのであります。例えばバイン産業振興法、或いは糖業振興法、重要産業育成法、資源調査法、総合開発法、漁港法、更にこれに関連しますところの特別会計法などがありまして、我々はこの立法が実際にその十分な働きや成果を上げることが期待しておるのであります。バイン産業振興法に例を取りますならば、本土における外国物の規制なり、差益吸収金の制度と相まつて本土の予定する輸出が可能でなければなりません。五十六万ケースの産出を予定して立てられておりますところの本土の方策が、万一その需要を満す生産、輸出ができなかつたとすれば再び外国物の大巾輸入を認め

なければならぬということになりましょう。従つて行政当局や業者が十分この法の趣旨を体して生産、輸出に満足を期さなければならず、院としてはその成行に重大な関心をもち、一面監視を必要と信じます。昨年のバインの実情により農民のそれに対する生産意欲を減退せしめていることがあるのではないかと憂るものであり、これが今後の生産に狂いを生じないように努めなければならぬと思つております。糖業界につきましても同様なことはいえるのであります。最近に伝えられておりますところの対立抗争等、基本産業の健全な発展を念願する我々といはしまして無関心ではおれないのであります。行政府も、業者も誤りなきを期することを要望するものであります。次に予算等におきますところの民政府との事前の調整、特に米園に予算の要請をする前に民意に即うところの計画がなされないために、立法院に配付されました後に民意に基づく立法院との意見の相違するところが多々あつて、これが審議に大いなる支障を来たしておる実例に鑑みまして、今後の問題につきましても米園の予算要求以前において民意にきく方針が確立されるべきことが、必要だと考へております。民意に基きまして、早の指示するところの方向を変更するまでの自主的な線を我々が今度の予算審議を通じて現わしておりますことも、新たな特異的な事案であると考へるのであり

ます。次に今会期中におきましては、集成刑法の改正や成いは議会の閉会前にいたしまして起りました石川事件などがございまして、我々は非常に心を痛めておるのであります。これらの事件は琉米双方に取つて不幸なでき事であり、そのために若干の延期もいたしたのであります。この問題の処理は今後に残されておることであり、而もその基くところは遠く過去に遡ることでありまして、閉会中の委員会において満全の対策樹立並びにそれに對する処置に對する方策の御研究を願うものであります。これで会期を閉ずることになりまして、議長といたしまして五カ月余の長い期間、議員各位が終始真摯な御態度をもつて立法活動にあられたことに対して深甚なる感謝と敬意を表しますと共に、今後当面する諸問題につきましても、住民福祉向上のため意を新たにして対処して行かれるよう折念いたしまして、閉会にあつての議長挨拶といたします。第十四回定例議会は本日をもつて閉会となりました。これで散会いたします。

(午後六時散会)

○本日の出席者左の通り。

議長	十番	安里樹千代
副議長	十八番	長嶺 秋夫
	一番	瑞慶覧長仁
	二番	宮里 初子
	三番	山城 善光
	四番	平良 良松

五番	知花	英夫
六番	又吉	正雄
七番	山城	善栄
八番	平良	幸市
九番	宮里	金次郎
十番	上原	重徳
十一番	吉元	栄真
十二番	砂川	武雄
十三番	真栄城	徳松
十四番	与儀	達敏
十五番	星	克
十六番	中村	栄春
十七番	喜納	政業
十八番	久高	将彦
十九番	親川	仁助
二十番	大崎	喜三郎
二十一番	平田	嗣祐
二十二番	新垣	安助
二十三番	大坂	信賢
二十四番	伊集	盛吉
二十五番	津嘉山	朝信
二十六番	山川	泰邦
二十七番	大田	昌知
二十八番		
二十九番		